

宝達志水町下水道排水設備指定工事店の新規・継続申請について

1. 新規・継続で宝達志水町下水道排水設備指定工事業者となるには

(1) 要件

- ①責任技術者が1人以上専属していること
- ②工事の施工に必要な設備及び器材を有していること
- ③排水設備の施工・修繕等々に関し迅速に対処可能な地域に営業所があること

(2) 申請書類（下記書類各1通を提出）

- ①宝達志水町下水道排水設備指定工事店指定申請書（様式第5号）〔※経歴書も必要〕
- ②専属責任技術者（新規・変更）名簿（別添様式第1号）
- ③専属責任技術者全員の同技術者証の写し（1部：A4白紙に貼付）
- ④専属責任技術者全員の雇用関係証明書類（1部：A4白紙に貼付）
（次の書類の何れかの写し：社会保険証・雇用保険領収書・賃金台帳・源泉徴収票）
- ⑤営業所（店）の所在を示す図面（住宅明細図の写し等）（様式第6号）
- ⑥営業所（店）の外観カラー写真（全景と商号看板の解るもの）（1部：A4白紙に貼付）
- ⑦設備器材保有状況一覧表（別添様式第2号）
- ⑧保有設備器材一覧カラー写真（整然と配置し一覧表との突合を要す）（1部A4白紙に貼付）
- ⑨（法人の場合）商業登記簿謄本及び定款の写し
（法人及び個人）代表者の住民基本台帳記載事項証明書〔※住民票のこと〕
- ⑩代表者について成年被後見人等でないことの証明書〔※身分証明書のこと〕

(3) 審査等 ①書類審査及び現地調査等

(4) 新規・継続指定登録と手数料

- ①指定登録の可否は、審査を経て後日申請者宛に通知する。指定登録を可とされたものは、指定工事店証の交付と引換えに、下記の手数料を納付。

新規指定手数料 10,000円

継続指定手数料 5,000円

所定の手続きのうえ、宝達志水町の指定工事店にならなければ、町内での排水設備工事はできません。

2. 指定を受けた内容に変更があったとき（変更の日から10日以内に届出が必要）

（1）営業を廃止、休止したときは

「指定工事店指定辞退届」の提出と指定証の返還

（2）商号、組織を変更したとき、代表者が変更になったとき及び営業所(店)を移転したときは

「指定工事店異動届」の提出と指定証の返還

添付書類 ・（法人の場合）商業登記簿謄本の写し

・（個人の場合）代表者の住民票の写し

移転の時 ・営業所（店）の所在地を示す図書

・営業所（店）の外観写真

（3）所属する責任技術者の採用。退職や新規に資格を取得したときは

「専属責任技術者（新規・変更）名簿」の提出と責任技術者証の写し（新たな採用・新規資格取得の場合）

3. 指定の取り消し、一定期間の効力停止となる場合

（1）指定要件を欠くこととなる場合

①専属責任技術者がいなくなったとき

②速やかに対処可能な地域に営業所（店）がなくなったとき

③必要な設備資機材を所有しなくなったとき

（2）条例・規則に違反したとき

①排水設備の技術上の基準に反する工事を行ったとき ②必要な届出を怠ったとき

③偽りの届出を行ったとき ④他の業者への名義貸し

⑤専属する責任技術者の監理に基づかない施工 ⑥町の指示・指導に従わなかったとき

（3）指定業者として不当な行為があったとき

①工事代金又は貸付金の詐取 ②正当な理由のない工事契約の不履行

③詐欺又は脅迫による契約の締結 ④故意又は過失による人身事故や経済的損害の発生

⑤工事に関する瑕疵担保責任の不履行

⑥その他、宝達志水町指定工事店として著しい信用失墜行為